

## 第8回 第十次東大和市男女共同参画推進審議会

日 時 令和6年10月23日（金曜日）午後7時～9時00分  
場 所 中央公民館301学習室  
出席委員 古賀委員、佐近委員、島津委員、高木委員、濱田（綾）委員、濱田（裕）委員、水落委員  
西委員、鈴木委員、太田委員  
欠席委員 渡瀬委員、内田委員、青山委員  
事務局 市民環境部長、地域振興課長、人権・共同参画係  
会議の種別 公開  
傍聴者数 0名  
会議次第 別紙のとおり

### 1 審議事項

第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申について

### 2 その他

次回審議会（第9回）の開催予定日

日 時 : 令和6年11月21日（木） 午後7時～

場 所 : 中央公民館 視聴覚室

配付資料 （資料1）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書  
（推進状況調査報告書）の答申（案）

（資料2）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書  
（推進状況調査報告書）の答申に盛り込みたい意見

（参考資料）「委員会等における女性の参画状況（調査票）」（※取扱注意）

**事務局**：開会前に、本日配布した資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

次に審議に先たちまして、事務局から報告させていただきます。

令和6年10月1日付で地域振興課の人事異動がありました。

新井が教育指導課へ異動となりました。

## 1 開会

**会 長**：定刻になりましたので、ただいまから、第8回第十次東大和市男女共同参画推進審議会を開催します。

渡瀬委員、内田委員、青山委員からは欠席、また、太田委員から30分程、高木委員から10分から30分程遅刻との連絡を受けておりますので、報告いたします。

本日の審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第25条2項に基づき、本日の出席委員が10人で、委員の過半数が出席していることから会議が成立しております。

本日は、本会議の傍聴申し出はございまでしたので、報告します。

## 2 審議事項

**会 長**：それでは、答申の審議に移ります。

本日の審議は、最初に、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申案に対して、皆様から御意見を全てお出しただいて、事務局で修正版を作成できるよう、審議会としての意見をまとめたいと考えております。

では、1審議事項「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年次報告書（推進状況調査報告書）の答申について」、事務局から説明をお願いします。

**事務局**：それでは、1審議事項「第三次東大和市男女共同参画推進計画令和5年次報告書（推進状況調査報告書）の答申」について説明します。

審議の進め方ですが、目標1から、目標ごとに説明させていただき、答申の内容を固めさせていきたいと考えております。

実際の答申の体裁になりますが、参考として、以前お配りしたサーモンピンクの昨年度の年次報告書の44ページの会長名の文書がありまして、45ページから47ページを御覧ください。

まず、44ページの会長名の文書がありまして、45ページから47ページの答申の中身に当たる「別紙」があるというかたちになります。

45ページに導入部分として、「はじめに」があります。

昨年度は、その次に「計画全般について」がありましたが、皆様からいただいたご意見が目標ごとに内容がまとまっていたことから、「はじめに」と、目標1・目標2・目標3を答申の内容としたいと考えております。

目標1「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」についてですが、資料1の答申案の2ページ目にあります目標1、資料2の1ページから2ページをただ今から、少しお時間を設けますので、目を通していただければと思います。

(資料確認)

**事務局**：まず目標1の答申案の内容について必要な箇所のみ簡単に補足させていただきます。

一段落目、保育施設の待機児童ゼロの継続はもちろんのこと、今後は、希望する保育施設を利用できる体制整備について記載しました。

次に2段落目の一番最後の行で、「産官学民連携」という言葉が入っています。

今回目標2でも「官民連携」という言葉が入っているのですが、あらゆる分野との連携する取組についての答申は今回が初めてになるかと思っておりますので、盛り込むべき内容だと思い記載しました。

次に3段落目の子育て支援体制の充実についてですが、資料2の1ページ目の下から2つ目の中黒点の「特に子育てや介護においては…」の御意見を子育て支援について文章表現を変え

させていただきます、記載させていただきました。

次に資料1の答申案の目標1に戻っていただき、最後の段落「働き方改革・多様な働き方の実現」等についての中で、市での新たな取組である「働き方改革懇談会」、「勤務時間インターバル宣言」、「女性の再就職応援宣言」を評価していただき、この市の取組が民間事業者へ波及することを期待するという御意見をいただきましたので、答申案に盛り込みました。

これらを踏まえて、まず目標1についての答申に盛り込む内容について、御審議いただければと思います。

事務局からは以上です。

## 目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

**会 長**：ありがとうございました。 それでは、皆様から質問、御意見をお願いしたいと思うんですが、答申（案）を今日いただいて、今日意見を言うというのは、なかなか皆さんも厳しいなという風に思っておりますので、またお家にお帰りになってじっくり読んで、これもあったなとかいろいろと考えることがあると思うんですが、また後日意見をいただくということで、本日はとりあえず今日いただいた段階で、非常に時間が無くて申し訳ないんですが、本日の見た限りでの意見ということでお願いいたします。質問も結構ですので、よろしくをお願いいたします。

**委 員**：はい。

**会 長**：はい、どうぞ。

**委 員**：事務局に確認していただきたいんですが、今、全てぱっとしか見ていないので、細かいところはちょっとわからないんですが、この盛り込みたい意見の中で、こちらの目標1のほうに反映されていないのはどれですか。

文章の中で内容は多少変わってるんですか。皆様の意見の中でこちらに反映されていないものもあれば教えていただきたいです。

**事務局**：基本的には全部盛り込みさせていただいた形で、とりあえず最初の草案という形を作らせていただきました。で、草案を全部盛り込んだ形にしたので、例えば重複してる部分とか似てる部分を除いていく作業をさせていただいて、その後、ちょっと、文脈がうまく繋がらないというようなところも削らせていただいて構成させていただくような形になりますので、最初の出発点としては、皆様の意見を盛り込んだ形で どう体裁を整えるかというところをゴールとしてやらせていただいているところでございます。

以上です。

**委 員**：じゃあ、この後の目標2以降も同じような形ですか。

**事務局**：はい、全ての御意見をとりあえず入れさせていただいて、削ぎ落とす作業を行いました。

**委 員**：はい。わかりました。

**会 長**：他にいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

**委 員**：先ほど御説明いただいたところで、ちょっと私の理解が追いつかなかったんですが、2段目の最後で、「産官学民の連携で」というところは、この資料2でいうと5つ目の商業施設との連携みたいなことを反映したということでしょうか。

**事務局**：はい。ご質問ありがとうございます。まさにその内容です。この文章の箇所なんですけれども、今、各施設のトイレにカードを置かせていただいているんです。男女共同参画に関するカードを置いてる施設をもう少し広めてほしいという風にこちらで捉えまして、そういった御意見をここに落とし込むということをさせていただきました。あと、最近、SNSもやっているんですが、カードを置いていない場所、皆さんが行くような場所にカードを置く場所を増やしてほしいという風に、解釈してそのような答申を書かせていただきました。

**委 員**：「民」というのは。

**事務局**：企業とかですね。

**委 員**：「産」というのは。

**事務局**：同じような感じですね。すみません。「産」、「民」の言葉の定義が今、出てこないんですが、要は、あらゆる場所でカードを置くことが可能であれば置けるようにしたいというこ

とで盛り込みさせていただいた内容です。

委員：ということは、学校にも置くようにしたいと。

事務局：そうですね、市内施設に。

委員：「産官学民連携で」を、いろいろなところで言ってほしいなっていうところもあります。

この情報発信もまとめて書かれているのは、少しもったいないような、具体的にと言われると今、確かに定義がはっきりしないところでもあるのかなと思って。はい、ありがとうございます。

会長：はい、どうぞ。

委員：はい。一読させていただきまして、私はとてもよくまとまった文章だなという風に思ったところでございます。

ただ、ちょっと1点だけ、気になるといいますか、答申（案）に書いたほうがよろしいんじゃないかなという風に思ったところがございます。それは、学童保育所の1つ目の段落なんですけれども、「学童保育所については、新たな学童保育所の開設を進めているが」と。少しここら辺が抽象的かなっていう風に思いましたので、ここは、「待機児童の多い第二小学校において、令和6年4月1日から学童保育所を開設、整備を行っているが、依然として入所保留者が多いことから、引き続きこどもの居場所の確保に取り組んでください。」と、ちょっと具体的なのところも散りばめたらいいかなと思いました。

委員：はい。

会長：はい、どうぞ。

委員：今の件なんですけど、学童だけにこだわった形で書いてあるので、学校関係だと、今、学童の他に放課後子ども教室、ランドセル来館とか、いろんなパターンをやった中で、乱立しすぎて、ちょっとこう收拾がつかない部分もあることはあるんですよ。そういったものを精査した形にすると、もう二小あたりの場合は、いくら新設したところでも希望者が多いので收拾がつかない状態も前からなんで、そういった意味では、学校等の協力をもうちょっと得られれば、放課後子ども教室なんかも充実はできることはできるんですけども。その辺のところ、社会教育と学校教育の関係とかいろいろあるので、難しいところはあるんですけど、だから逆に、こどもたちの居場所の確保っていうことに、学童だけにこだわってしまうと、狭まっちゃうかなっていう気はします。

今後増える予定があるとしたら、七小と九小を合併するところで整備するぐらいだと思うんですよ。

あとはなかなか増やしようがないので難しいかなとは思っているので、学童だけにこだわってしまうと。

その辺のところを、もうちょっと緩やかに書いてあげた方がわかりいいかなと思います。

会長：事務局はどうですか。

事務局：はい。学童保育所等の例えば教育施設っていうような。

委員：子どもたちに対するケアみたいな形で、トータルで集約した形で充実させてほしいって言ったほうが、学童だけにこだわると、本当に人数制限もあるし、おやつ代とかの金銭面も出てくるということで、いろいろとあることはあるんですよ。そういった意味では、民間で、放課後の子どもの面倒を見ますみたいなものも、徐々に始めているので、学校のみならず、公共ではない形も、ぼちぼち東大和の中でも出来てはきているので、来ると、お金かかる訳じゃなくて、本当に、こどもたちを放課後で見てあげようという、ボランティアでやっている方とかも、結構出てきているので、トータルな感じで、居場所作りも充実させる意味で、市のほうがバックアップする形という感じで。

そういった意味で、さっきの「産官学民」みたいなところも徐々にはこどもたちの居場所に関して動き始めているので、ちょっとその辺のところも入れてあげるといいと思います。

事務局：確かに学童保育所って、子ども1人あたり何平米以上ないといけないとかっていうのがあって。

委員：決まり事が多くて、ただ作ればいってもなくても。先生を配置しなきゃいけないとか、いろんなことがあるんですけど、放課後子ども教室も地元の地域の方で、ほぼボランティアでやる形もあるし、ただ、スペースがやっぱりないということで、学校側が割とこう、ボス

が変わると対応が変わるっていうのが結構あるので、いい時はいいんですけど、ヘッドが変わると今年からちょっと具合が悪くなったっていうのはよくやっているの、もう20年間やっている中でも、毎年毎年、そういった意味もちゃんと統括して、受け入れをしていただくと子どもたちはいいと思います。

事務局：ありがとうございます。今の御意見を踏まえて、文言を検討させていただきます。ありがとうございます。

会長：他にどうでしょうか。どうぞ。

委員：2点なんですけれども、「介護環境の」っていう、下から2段落目と、最後の「質の向上に努めてください。」とあるんですけれども、この「質の向上」っていうのはどの御意見を指しているのでしょうか。地域との連携のことが書いてあって、これって「質の向上」といえば「向上」だけでも、どこを指してらっしゃるのかなっていうのがあるんです。

2点目は、その下の段落なんですけれども、2番目の「キャリア形成支援については」の後に、これって市役所の取組ですよね。東大和市役所の取組として詳細を書いたほうがわかりやすいかなと感じました。お願いします。

事務局：はい、ありがとうございます。「質の向上」のところなんですけれども、今回の御意見もそうなんですけれども、前回の会議の場でお話いただいた内容も実は盛り込みさせていただいてるところでございます。この資料2の中に無い部分は、そこも踏まえて目標1、2、3を御審議いただければと思います。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員：3点ほどなんですけれども、細かいことなのでどうかなという感じなんですけど。2段落目の「男性の家事・育児参画促進」なんですけれども、文章的に「男性の家事・育児への参画促進については、男性が当事者意識を持って」って、なんか男性、男性って言ってて、すごくこう男性に原因があるみたいな、実際そうなのかもしれないんですけど、個人的な事なんですけど、僕はほとんど家事とか育児とかやっていますが、女性が働く側になった時に、僕も同じように思うわけですよ、もうちょっとこういうのをやって欲しいとか。だから、逆の立場になったら、女性も同じようになる可能性はあるわけなので。あと、女性が会社のトップになっているってこともありますよ。

そういう時は、やっぱりトップの管理職の女性の方がそういう意識を持つっていうことも大事だと思うんですよ。従業員への配慮っていうところで。

そうすると、あんまり男性、男性って言われちゃうと、どうなのかなと思ひまして、あんまり男性が当事者意識を持ってとかまで強くは言わなくてもいいのかなっていうのが1つ。言い方をちょっと変えるような感じです。

あともう1点が、この2段落目の下のほうに情報発信と、委員がおっしゃってた「産官学民」のところ、僕もちょっと気になっていて、ある意味目標2と3にも掛かってくる内容だと思うので、今回、「はじめに」の表紙のところの文章って無くなったじゃないですか。情報発信の工夫だったりとか、「産官学民」のところって、そういう全般に掛かる部分としてあってもいいのかなっていうのが1つ気になりました。

あと最後なんですけど、1番最後の「働き方改革」とか「民間事業者」に「波及することを期待します。」というところで、多分、市がやったことが民間事業者に波及していくっていうのを期待するっていうようなところで、どちらかというところ、こう受動的な感じなんですけれども、これは本当にもっと積極的に、市がやったからあとは民間事業者がそれに習ってやってくださいみたいな、それをただ待つんじゃなくて、「民間事業者に波及するような取組を期待します。」みたいなほうが答申としていいのかなって思いました。

以上です。

会長：ありがとうございます。

事務局のほうで何かコメントがあれば。

事務局：はい、ありがとうございます。

1点目の男性のところですね。

イメージとしては、家事とか育児というところで、やはり女性の割合が多いっていうところで、ちょっと男性っていう意味合いを書かせていただいていたんですけど、おっしゃるよう

に、男性だけじゃないよねっていうところがありますので、男性、男性っていうより、おっしやる通り、女性が例えば社長になられたり、この会議の会長が女性であったりするので、平等感を出すような形で工夫させていただくことでよろしいのであれば、そういった形に変えさせていただきます。

情報発信のところも確かに目標１だけではない部分があるので、そこも盛り込めるかどうかを踏まえて、再検討させていただきたいと思います。

**委員：**今の男性のところでも第２段落目と関連しないで、盛り込みたい意見に触れられてたものをベースで入れていると思うんですけど、やっぱり唐突感がね。なぜ男性が家事・育児に参画した方がいいのかとか、参画を促進なんか、もうそれがふと湧いてきているようにはなっているんですけど、文脈を掘起こしてみると、男女共同参画社会、女性のキャリアをとという流れで、社会進出していく女性を応援するって、ずっとこの大きな流れの中であって、私、育休アドバイザーとかやっています、キャリアと育児の両立支援の辺りの話とかもあるんですけど、結局、スーパーウーマンだったり、それをサポートしてくれる実家が太いとか、いろいろあって、女性が頑張って社会進出までできたけど、やっぱり限界があって、それを乗り越えるのには、やっぱり社会に進出しているんだけど、ワンオペとかいう課題の限界が見えてきて、結局、夫が家事・育児を分担してくれるっていうことが、夫婦の働きやすさとか、夫が専業主夫になればいいっていうのはちょっと違って、２人とも活躍もするし、子育てもするみたいな、その流れの中での、男性が家事・育児に参画しようっていう、その結果が女性の社会進出と共同参画なので、最後の段落に出てきた女性の就業継続とかと本当は密接だったりすると思うんですね。で、今時、女の子なんだから料理とかできなきゃいけないのよとかじゃなく、学校現場は女の子も受験勉強で忙しくて意外に家事が苦手みたいな。赤ちゃんと接したことがないまま大人になってる女の子もある意味平等になってきているとか思うと、確かに御指摘の通り、男性って特化するのではない感じの表現ってあった方がいいかと、追加していいかと思います。

**事務局：**はい、ありがとうございます。言葉を再検討させていただいて、唐突感が出ないような工夫も考えさせていただきます。

**会長：**私も一委員として発言させていただきたいんですけども、先ほど、委員が言ったように、男女が子育ても仕事もやっていくというような流れで、ここのその「家事・育児の参画促進については」というところは、オンラインの講座とか、そういうことばかりが書いてあるんですね。だから唐突感があるのかなという風に感じました。

それから、その次の文章の「男女共同参画に関する意識啓発について」のところなんですけれども、意識啓発っていうのが施策の体系上は目標３の中なんです。

男女共同参画に関する啓発というのは、目標１ではなくて３のところにあるんですね。ここにあるというのが多分、そのカードを置く場所なんっていうことのイメージがここに入っているんだろうと思うんですけども、先ほど委員がおっしゃったように、全般のほうに入れるほうがいいのかという、男女共同参画って意識啓発が非常に大事なものですので、そういう風に感じました。

それから、最後の「働き方改革」のところなんですけれども、１番最後、「これらの取組が民間事業者の労働環境へ波及することを期待します。」っていう風にあるんですが、これ市の取組ですので、市の取組をやったことによってこういう効果があったとか、こんなデメリットがあった、いろいろとあると思うんですけども、そういうことを、例えば民間事業者との会合だとかそういう所に、こういう事を行ったことによってこういう事になったとか、非常にメリットがあるとか、そんなことを募るとかして、それがまず最初だと思うんですね。急にその労働環境に波及するとか、急にここにいくのが、どっちかというと、まずは情報提供じゃないのかなというふうに思います。

あと、ここに書いてあるのが、課題１の施策の体系の中の目標の中の、「ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」の中の子育て、介護支援ばかりに特化しているところがあって、なんかこうバランスが取れてないなという気もするんですが、他に、もっと載せなきゃならないことがあるのかどうか、皆さんの御意見があればと思います。

以上です。

事務局：ありがとうございます。

確かに偏ってる部分はございますね。なので、もし他の御意見を入れるようなことがあれば、おっしゃっていただければ、そこを踏まえて形を変えさせていただきます。

ただ、全体のバランスもありますので、そこも踏まえて御審議していただけるとよろしいかと思うので、よろしくお願いいたします。

会長：いかがでしょうか。はい、どうぞ。

委員：今の御意見で、逆に答申でこういうところをぜひやって欲しいということなので、全部答申する必要はないのかなって思います。目標1の中でも、特にこの子育てとか、どうしても気になった部分で、こういうところをぜひ改善したいっていう意味の答申って形でしたら、偏っても逆に問題ないのかなって気はします。

先ほどの男性の部分なんですけど、例えばこの「男性の家事・育児」のところを、「家庭の家事・育児等への参画推進については、男女問わず当事者意識を持って」っていう風な形に変えればいいのか。男女を問わずって、そこで男性女性っていうのを盛り込んで当事者意識をより持ってもらうっていうか。そんな感じで強調して文章を繋げてしまえば男性に特化してもいなし、お互い両方やんなきゃダメですよっていう風な解釈になるかなと思います。この文章そのまま活かすとしたらそれぐらいですかね。

あと最後、「民間事業者」なんですけど、「民間事業者」がこういうのを役所がやっているの、すぐ取り入れられるかなっていうと、現状難しいと思います。何かとまだまだ経済も回復している様子もほぼないっていうか、末端まで来てないので。

東大和の場合、中小が多いので、中々こういった意味での働き方改革って難しいとは思いますが、ただ、こういった試みを市がやっている中で、こういうのをやっているんだよっていうのをどんどん民間企業に情報を流してもらうのはいいと思います。そういう風にしなきゃなっていう意識は割と会社関係は持っていると思うんですけど、金も人も無いから難しいのが現状かなと思います。徐々には良くなると思いますが、そういった意味では、情報をどんどん流すことによって民間事業者の労働環境が改善していくという形に持っていったほうがいいかなって思います。

会長：ありがとうございました。

まだいろいろと御意見もお有りかと思いますが、時間の都合で、とりあえず目標2の方に進めたいと思います。

## 「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について

会長：それでは、「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」につきまして、御説明をお願いします。

事務局：まず目標2の答申案の内容について簡単な補足をさせていただきます。

1段落目の暴力防止に向けた啓発について、2行目に「官民連携」という言葉が出てきています。目標1で出てきた「産官学民連携」も同様で、これまでの答申では、地域との連携は何度も出てきていたかと思いますが、連携の対象を新たな分野に目を向けたという点で新しい視点での答申になるかと思い、盛り込みました。

次に3段落目の職員研修の実施についてですが、令和5年度まで実施しなかった主事職を対象としたハラスメント研修が今年度、10月9日に実施されましたことを御報告いたします。

次に3段落目、「相談と支援体制の充実について」ですが、「女性のための悩みごと相談」を新たに開始したことを評価していただきました。

また、昨年の審議会から御意見があった男性に対する配偶者等からの暴力についての相談窓口の設置についての要望も、今年度も答申（案）に盛り込みました。

これらを踏まえて、目標2についての答申（案）の内容について、御審議いただければと思います。事務局からは以上です。

会長：ありがとうございました。それでは、皆様、質問、意見、よろしくお願いいたします。

**委員者**：すいません、私、勉強不足でちょっとあれなんですけど、アクティブ・バイスタンダーっていう、横文字の、意味がわかりませんので、もしあれでしたら、下に米印して、ちょっと説明を入れてもらえるとありがたいかな。読んだ人みんなが100%分かるかというのと、分かんない気がします。

**委員**：アクティブ・バイスタンダーは、去年も出てきていて、去年、行動する傍観者っていうのがこれでもわかんない気がします。

これ、この段落の3行目、大人に対してのハラスメントや暴力に対しては、ここに、当事者じゃなくても被害を軽減するためにできることがあるっていう、そのメッセージが伝わればいいのかなと思ったので、この要望の啓発に努めたいんだったら入れるべきですけど、その概念のことだったら、もう少しわかりやすい伝え方でもいいのかなと思いました。

**会長**：いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

**委員**：また3点ほど。1段落目の市が「行かない市役所」の実現っていうところで、僕、一番最初読んだ時にすごい気になったところなので、これが、要は表紙に繋がるような情報発信のやり方を変えるべきっていうので、ここが結構市が言ってることなんで、「行かない市役所」を目指すっていうようなことなので、ここをきっかけに、やっぱり情報発信の仕方をこのタイミングでやり方を変えていくっていうところに繋がってくると思うので、この1段落目のところは、表紙というか、「はじめに」のところ、もし新しく作るのであれば、この文言がそっちに移ってくるのかなというところですよ。

2つ目は、さっき委員がおっしゃっていたような難しい用語がアクティブ・バイスタンダーとダイバーシティはまだあれだと思うんですけど、アウトリーチとか、一番最後の段落にあるんですけど、アウトリーチとかってわかるんですか。僕わかんないですけど、多分馴染みのない人は多いと思うので、もうちょっとわかりやすい言い方に変えられるといいなと。

あと最後に、下から2段落目の男性の配偶者からの暴力、これは前回も話題になったので、僕も結構これ衝撃だったんですけど、その相談窓口が無いって、書かれている場所がここでもいいのかなっていうのがありまして、上のほうになんか配偶者からの暴力の防止とかってあるので、ここに埋もれさせちゃうよりも上なのかな、その場所についてちょっと整理しといていただきたいなと。

以上です。

**事務局**：ありがとうございます。

確かに、情報発信のところっていうのが、皆さんおっしゃるように全体の網羅的なところになるので、委員がおっしゃるように「はじめに」のところにはめ込めるかどうか、前向きに検討させていただきたいという風に思っています。

あと、確かに横文字が多くて、これってホームページにも載せる内容になるので、誰が見てわかるような内容に変えさせていただきたいと思います。

また、私どもが作った言葉とかが、例えばアクティブ・バイスタンダーとちょっと違うんだけどってなった時は、また御意見をいただいて、ちょっとその言葉のニュアンスとか概念とかが皆さんに平易な言葉で分かりやすいように、伝わる場所に御協力いただければなと思っております。

あと、男性のところですね。それも最初の暴力防止に向けた啓発っていうところと繋がっている部分があるので、そこもうまく踏み込めるか検討させていただいて、その内容をまた御吟味いただければなと思います。

以上です。

**会長**：他に御意見いかがでしょうか。

**委員**：男性の配偶者のところなんですけれども、「整える検討をしてください。」よりも、「整えてください。」くらい要望していいのかなと。気持ちを伝えたいというところで。

**事務局**：実は私どもの所管で、全く男性のことをやっていない訳ではないんですが、私どものほうで女性のための、女性に特化した相談っていうのをやっておりまして、それ以外の市民のDVの相談とかいろんな相談っていうのは、普通に法律相談っていうのもありますし、そこでは別に男性は除くというようなこともやっておりませんし、例えば人権相談というのもやらせてい

ただいております、そこについても男性、女性問わずやらさせていただいてるところがあるので、少しその兼ね合いで、その男性に特化したってところが中々進みづらいところがあったりで。

**委員**：特化しなくてもいいと思うので、無いと思われていることが問題なので、男性はこちらを御利用くださいっていうのがあるだけでもいいと思うので、ぜひ御検討ください。

**事務局**：そこは引き続き、私どもも懸案と思っているので、検討させていただきたいと思います。で、最後の言葉尻もやはりもうちょっと強めにさせていただく形で調整させていただきます。ありがとうございます。

**副会長**：すごく皮肉な言い方をすると、私たちが「検討してください。」と言ったら「検討します。」と答えただけなんで、私たちが「してください。」と言ったら「検討します。」という答えなんだと思うんです。これやってきて、なんとなく市役所のことがわかってきました。

職員の研修が真ん中にあるんですけど、流れとして、これこそ唐突な感じがして、これ目標2は、その配偶者からの暴力があって、非常に困っている方の話があって、で、啓蒙みたいなので、さっきの男性もあるんですけど、まず、配偶者の暴力について、男性の相談までの流れがあって、困っている外国の方が増えたという流れがあって、最後にその前提となると、この職員の方々の啓蒙みたいなものもきちっとやってくださいみたいな流れかなというふうに、一応感じるんですけど、お考えいただければ。市役所の中の話ですよ。

**事務局**：そうですね。男女の取組というのは、私どもの課だけでやってもできる範囲があるので、全庁的なところで、若いうちから男女平等の考えっていうのを取り入れるためにやっていくものですので、どちらかというと内向きのところなんで、後ろのほうで皆さんに向けているものと、最後に私どもの取組ということでさせていただくように、位置関係を唐突にならないような形でやらさせていただきたいと思います。

**会長**：他にいかがでしょうか。

**委員**：大体皆さんの御意見が出たところなんですけれども、計画については、全体を通して共通する話なのかなと思うので、前に出させていただきたいかなっていうことと、その中で各主体と連携するということと、その弱い立場の人っていうのは非常に情報に対してアクセスしづらい状況なので、より踏み込んだ工夫をするということをぜひお願いしたいなと思います。

それから、これも御指摘があったように、この職員研修は、やっぱり私も唐突だなと思って、なんて言うんですかね、私たちここで議論しているので、割と共通な思いを共有していて、こうだからっていう部分って、前提としてもうみんな持ちちゃっていて、他にも気づいてないところがあるのかなと思うんですけども、人をお願いするときには、やっぱりこうだからっていうところが伝わるか伝わらないかで、結構その力が違うのかなと思うんで、職員研修は結局、市役所の方が、やっぱり皆さんがこういうことをしっかり把握していただかないとっていうところだと思うので、そういうところも本当に、軽くでいいんですけど、ちょっと入れていただきたいいし、他の部分も入っているかどうかちょっと御検討いただきたいなっていう風に思いました。

以上です

**会長**：ありがとうございました。他に。はい、どうぞ。

**委員**：ちょっと戻りますけど、やっぱり男性の相談のところで、法律相談や人権相談があるからというところで、今、もやもやして、やっぱり法律相談は、もっと幅広く相続のテーマだったものが、お金のことの話だとかあって、その男性に特化した窓口をつて話とはまたちょっと違うと思うんで、配偶者DV相談をしたって時に、男性はお受けしてませんっていう対応は、もうやはりそれって男性が排除される、おかしいよねっていうところがあると思うんですけど、DVを受けていて悩みがありますっていう時に、まず受け皿がなぜ無いのかが問題だと思うんですよ。で、相談は他の相談窓口がありますよとはいえ、DVが発覚した時に、普通の相談、裁判としてこうやってという離婚手続きありますよというのを、私も女性のための法律相談で、養育費の決め方だとかそこじゃなくて、まず避難しなきゃいけないかもねとか。で、自分だけ逃げたら子どもと引き離されるのか、いや、こどもと一緒に避難できるように、でも、それって女性専門というのか、かつてのいろんな歴史があるみたいな、逃げ場所も無い男性のそういうぐらい深刻な状態なんだっていうのをちょっとまた言わなきゃなとは、ちょっともやもや

を、時間いただきながら話を戻そうと思ったんですけど、という状態だと思うんで、そういう意味では、位置づけも暴力な感じで、これは皆さんのこと、ちょっとそこを大変だと思います。なんか相談証明書の発行とかにも繋がるんですね。そのDV専用窓口というのは。それで言おうと思ったのが、弁護士会多摩支部のDV専門相談があって、そこは男女では別に差はないので、DV相談があれば、男性であっても、専門弁護士の中でも、特にその専門的に啓示を受けたDV専門相談リストに入っている弁護士方が対応しますみたいな感じではあるんで、ちょっとそういうのを意識して欲しいです。

弁護士会ではずっとやっていて、東弁・一弁・二弁という3つの弁護士会がある中で、立川に多摩支部という、三会と一緒にやっているという、ちょっと独特な仕組みなんですけど、その多摩支部の中に、弁護士の中で研修を受けて、DVの相談員リストっていうのがありまして、問い合わせしてもらったらマッチングしてもらおう。

女性のための悩み事相談の時なんかは、そういうパンフレット置いてたとか記憶していて、そういうのが来たら、DV申告ならこれで。市が独自に、相談窓口を設置するってのは、中々困難で大変かもしれないけれども、そういう相談もありますよ的なPRなら、繋げてあげて、例えば相談料は市が持つとか、そうすれば設置する労力は大変だけれども、相談料のお金だけならね。

検討の中ではいろいろあるかもしれないですね。

深刻だからこそと思いますけど、やっぱり弁護士の中でも、逆に研修も受けてなくてDVに無頓着という人もいますよ。お金の問題には詳しいかもしれないけど。

どういう弁護士が法律相談を担当するかわからないですけど、相談窓口があるからいいんじゃないのと。男性だから我慢しろとか、もうそれこそハラスメントでセカンドDV的なね。

理解が無い事でより、男性は追いつめられて自分が被害受けてるんだとかわからなくなる問題がある。

会 長：はい。他にございますでしょうか。

委 員：今の話でいいですか。

男性からのDVの相談っていうのは、結構あるんですか。

事務局：結構はないんですけど、あるにはあって割合は持ってないんですけど、相談を受けていろいろ繋げたことはあります。私どももやっぱりDVの相談窓口なんで、そういう相談を受けたら、その然るべきところに繋げて対応させていただいてはいます。

例えば、東京ウィメンズプラザってあって、ウィメンズって名前ではあるんですけど、男性のDVの対応もしていただいているところとかもあるので、そういった情報を流させていただいて対応したりはします。ただ、委員がおっしゃるみたいに、例えばシェルターとかがあったとしても、女性が入ってるシェルターだと中々男性が入れなかったりとか、社会的な問題っていうのはいろいろあったりして、難しいところはあるんですけど。

だから尚更、男性のところっていうのは、やはり考えていかなきゃいけない部分もあります。

一応男性のDVの関係は女性に比べれば少ないんですけど、あって繋いだこととかはございます。

委 員：例えば、じゃあ男性専用を作れば、みんな相談しやすくなってくるんですかね。僕のように嫁さんからお小遣いもらえない。それもハラスメントで相談するのはいいのかしら。

事務局：そういう相談だとしたら、私どものほうでも対応できるかもしれないんですけど、本当に奥深いものっていうのがそういう相談窓口を作ると顕在化してくることができるのかなって。

前に委員がおっしゃってたみたいに、そういう場所がないので我慢しちゃってる方っていうのは見えないがらいるのではないかな。ただ、それをやることによって顕在化してきたら、実は、蓋を開けたら半々ぐらいになってるとか、もしかしたらそういったものもあるかもしれないですけども、ウィメンズプラザが調査しているところだといまだはるかに女性のほうが多いような仮説にはなっているところです。今、手元に資料がないので、まだ相談件数は、ウィメンズプラザでも男性より女性のほうが多い現状となっております。

委 員：本当、この1年でホットな話題になって、警察がまた独自に相談の統計があるみたいなんですけど、ちょっと見た感じも、20年とか15年の間でとにかく右肩上がり、最初は男性の被

害者 1.8%だったのが 29.5%、被害者のうち 3 割は男性みたいな、ぱっと見ただけでも、とにかくいるはずだと。それは、男性の相談窓口がない、渋谷に行ってくださいっていうのかという、昨年から問題定義を続けているところ。

**副会長：**確かに多摩支部の弁護士会を見ると、女性だけでなくどなたでも御相談いただけますと頭に書いてあります。

**委員：**そこは知ってもらだけでもそうです。で、ついでに説明すると、じゃあ多摩支部に行ってくださいじゃなくて、近くにいる弁護士とかそういうのはマッチングするので、相談先は各マッチング先の事務所だったり、東大和にも何人か担当がいるので、ちょっとそこを知るだけでも。

**副会長：**男のくせにみたいなものがあるじゃないですか。だから逆にそうなった時にはすごく言いにくいので理解はできますよね。ウイメンズプラザに行く抵抗はありますよね。

逆に女性からすると今までみんな MEN、MEN って言っていたのにね。

**委員：**DV 自体の概念も精神的なものを含むって広げてるから尚更、別に体格差とか関係なく、結構身近にいるかもしれない。

**会長：**DV になると話がつきませんが、「目標 3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」についての方に進みたいと思います。

### 「目標 3 男女共同参画社会に向けた推進体制の整備・充実」について

**事務局：**まず目標 3 の答申（案）の内容について補足させていただきます。

目標 3 の中で、一番御意見が多く上がるのではないかと思いますのが、三段落目の審議会等における男女比率になるかと思えます。

今回、参考資料でお配りしました「委員会等における女性の参画状況（調査票）」についてですが、毎年、年次報告書を作成するタイミングで、公表しておりますので、参考として御覧ください。

この資料では、審議会委員の内訳と女性の割合、今回の調査から女性委員の割合が前年度から減少した審議会等に対して、減少した理由と今後女性委員を増やす方策について回答をしてもらいました。

次に目標 3 の最後の文章で一行空けて「最後に」という形で、計画の推進体制について、第三次東大和市男女共同参画推進計画に掲げた各事業の取組が男女共同参画の視点から着実に推進されているか、事業の推進が硬直化していないか確認してもらい、効果的な取組が出来るようにして欲しいという要望を盛り込みました。

これらを踏まえて、目標 3 についての答申（案）の内容について、御審議いただければと思います。

事務局からは以上です。

**会長：**ありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして意見、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞ。

**委員：**はい。

一番最初の段落の「教育の場における児童・生徒に対してのプライバシーの侵害、興味・関心の軽視、意見表明の制限」のところなんですけど、なんか一番最初にポカンと書いてあって、しかも「厳しい目で観察してください。」と、強い形ですけど、これをちょっと見て、私が言ったことを書いていただいたと思うんですけど、そもそもこの計画の内容を見てこれを言うのもどうかななんて、私の中で思って、ちょっとニュアンスとしては、これを見た時に、その学校教育現場における男女共同参画推進ってということでいろいろ施策を打ってるってことで、生徒とか教員のタスクが増えて余裕がなくなると、かえってその人権的に厳しい状況になるなっていうところから始まっていて、足し算、施策を足していくっていうよりは、大丈夫だよっていうような感じにやって欲しいなっていうような思いを前回、審議会の中で意見をした中でも、あんまり皆さんにもうまく共有できなかったなっていうところがあって、長々と書

いちゃったんですけれども。

だから、多分この標準服選択性の推進とかは、とてもいいなと思って、こういうの私はすごく高く評価したいので、もし高く評価してないのであれば評価していただきたいなっていうのと、施策を打つのも大事だけど、そもそも論として、こういうところに注意してやってくださいねみたいな、もっとさらっとした感じでもいいのかなと思いました。

以上です。

会 長：はい。事務局さん、いかがですか。

事務局：はい、ありがとうございます。

正直、誤解してまして、足すようなイメージのものを事務局で持ってしまうと、そういった感じの書きっぷりになってるところがあります。今お話を聞いたら、足すのではなくて、今、多忙の中でやっているっていうところの問題っていうところがあるので、引くようなニュアンスで伝わるところと、さらっとした感じに検討させていただきます。ありがとうございます。

委 員：なんかタスクが増えるということに繋がっていくのかなっていう印象を受けていたの  
で、いろいろ積み上げていくんじゃないかと、下地としてこういう精神でやって欲しいということ  
で。

会 長：他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

委 員：また3点ほどなんですけど、2段落目の「キャリア・パスポートの作成に際して」っていう  
のがちょっと唐突なのと、アンコンシャス・バイアスについて、目標2と同様に表現で、キャ  
リア・パスポートって何ですか。

事務局：小学生になるとキャリア・パスポートっていうのをもらって、それがずっと中学卒業まで引  
き継いでくようなもので、で、その子のキャリアっていうのがそこを見てわかるようなもの  
で、今、小学校から中学校へ連携する際に使用するものになっているんですけれども、正直、  
私も子どものキャリア・パスポートを見て初めて知ったような形になるので、ある一定層の年  
齢以上の方は多分存じ上げないところがあるかと思うので、ちょっと書きぶりを工夫させてい  
ただきたいというふうに思います。

委 員：アンコンシャス・バイアスについては、固定意識とか多分そういうあれなんでしょうけど、  
ただ、このアンコンシャス・バイアスで結構今、名称が広まっているので、その言葉も残した  
いなと思いつつ、括弧で固定意識と書くとか、そういうのがいいかなって思いました。

あと、審議会の比率について、今回上昇したとはあるんですけれども、じゃあ、目指すところ  
はどこなのかっていうところがこの文言だけだとわからないので。確か目標値40%だったと思  
うので、括弧書きとかでもいいんですけど、市としてはその目標値は40%だよっていうふう  
にあったほうが、30%に上がったけど、じゃあどこが満足なのかっていうのが、これだけだと読み  
取れない。だけど、40%って数字は入れたほうがいいかなと思いました。

あと、最後に、オンライン化なんですけども、前回防災会議ではオンラインで一度やってい  
るということで、ただ、以前は不可能だという話だったんですけど、その後どうでしたかって  
いうところをお伺いできれば。実現性が。今後できる可能性があるんですか。

事務局：はい、ありがとうございます。

まず目標値なんですけど、この計画が10年なので、その10年後、40%っていうところを目  
指して今1個ずつ進んでるっていうところになっていますので、最終的に40%っていうことを  
目指すような感じで取り組むような、ちょっと内容を工夫させていただきたいと思います。

オンライン会議の状況確認なんですけど、まだ出来ておりません。今回の会議的にはちょっ  
と無理かもしれないですけど、来年度、今のところはそこも検討していきたいという風には考  
えております。

会 長：他にいかがでしょうか。

副会長：審議会の話私を私が言わないと多分いけないと思うんで。

昨年  
の答申は目標値40%の達成に向けて積極的に取り組むように答申していますが、十分でない  
というコメントにしてまして、結局相変わらずそういうことねということが分かったという  
ことだと思えます。で、今、委員が言われたように30.6%ですけど、計画の最初は28.5%、  
令和3年間28.5、29.8、27.9で30.6なので、この4年間で2.1%っていうことは、ほとんど  
増えてないっていうのが現状で、あと6年で10%増えるかというといかないですよね。このま

まではっていうだけのことなので、それを私たちがどう言うか。

今回、こちらのコメントに40%届かないところはどうするんですかっていう答えを求めていますけど、これを拝見すると、すごく申し訳ないけど、やる気のなさが見えて、御苦勞されているなって。

**事務局：**がやる気ないんじゃないんですよ。不可能とかってよく書けるなと思って。

**委員：**不可能っていうの分かる気がするんですよ。いろんな審議会とか見ているとね。充て職でやってる審議会なんかはこう、性別のあれは言えないパターンが多いんですよ。どここの会長お願いしますと頼むと、ほとんど男性なので、まだ男性社会なんで、どうしても女性の比率が下がるというのがあるので。そういった意味では、そういうハードルをちょっと充て職で、長じゃなくてもいいから、こういう形でサポートとして女性の方、出していただけませんかかっていうのが、ちょっとやる気があればできると思う。

だから、その辺は、ちょっと言ってあげるだけでだいぶ違うんじゃないかな。目標はこうなんですよって。ぜひそういった意味では工夫をっていうことで。

**副会長：**普通の会社組織であれば、いつまでに何をするっていうことを言われるんで、それをしていただければいいなっていうだけなんですけれど、できない理由はいいからっていつも思うけど。やれるように考えろっていうだけなんですけど。そういうことをずっと言ってるんですけど、難しいなって。

**委員：**罰則とか無いですからね。

**副会長：**そういうところをどういう表現にするか。皆さんの言葉だとか思いを逆に私たちが言わないと。これでも40%ですからね。半分じゃないですからね。僕ら、中間で50%にしてもいいのでないと思うぐらいなんですけど。逆にこれまで何百年も男性の社会だったんだから。

全員女性にやってもらえればいいと思うんだけど、そうすると逆に差別と言われる。男はそういう苦勞をせずにこの何十年生きているから、女性は優しいから言わないけど。

私も立派にこう言っていますけど、会社で女性の管理職比率どうなるかって言ったら、現実では難しいのはわかるし、でもやっぱりそれに向けて努力するのはやっているつもりなので、市役所さんもやっていただければなっていう。

ここにも適材適所でやっているから性別に関係ないって言っているけど、それは詭弁だろうと思う。

**委員：**こういう部分に詳しくはないんですけど、どの分野でもあるような話の中で、女性の比率の問題で思うのは、結局裾野を広げないと、委員に女性をとにかく対象が少ないから、同じ女性にばかり回って来て、逆に負担が課せられる。何々相談会に派遣をお願いします、女性限定でお願いしますって、さも男性委員は逆に免除みたいなことが起きているんじゃないかって思うと、本当にもっと普通に社会に進出した上でじゃないと、この40%という数字がどういう意味で、数字で言いうと50%のところは、それは非現実的だから40%かもしれないけど、多分、頑張って活躍してきた女性に負担がかかってくる問題なんじゃないかとか、一方で、うちの母はTHE専業主婦でずっときていてのんびりして、多分こういう世界を知らないんですね。

そういう流れになっていくとまた違うかなとか、もうちょっと前段階的な、地域社会に根付けるのかなとか、組織じゃない感じで生きているけど、コミュニケーションは母のほうが長けています。

**副会長：**ただ10年の計画なので、もうちょっと計画的に出来るんじゃないかなっていう、その任期とか改選期があるので、じゃあ次には1人とか、10年後でいいって言われてるんだから、そこには40%になるぐらいのことはできるんでしょうけど、「不可能」って、まだ6年、「不可能」って、「不可」とかっていうのはちよいと違うんじゃないかなっていう感覚を受けましたので。報告書にはここを書いて欲しいなぐらいのことは思ったんですけど。

誰が言ったのかとかね。

会社だと誰がやるんだって言われるじゃないですか。今年、来年でやれって言ってるわけじゃないし、別に僕たちもそうは思っていないです。でも、この4年間で2%ということはね、0.5%しか1年で進んでないと思いますが、どういう言い方を今年はしたらいいかなって、毎年書いてるので、逆に皆さん方のフレッシュな感じで入れればいいんじゃないかなって。

**委員**：お役所だったら確かに難しいのかなと思ったのが、この2ページに、でもどうしてもやっぱり男性が役職に就かれていますっていうのも社会の前提の行動としてあるので、その充て職問題が根強く残っているっていうのはその通りではないかと思うんですけども、法令の根拠がないから女性を増やしてくださいというのが難しいっていう御意見があって、法律を変えるまでは難しいと思うんですが、条例の中に多種多様な意見を市政に反映させるように努めてくださいみたいな、努力規定みたいな法令の根拠が無いからやらないんだっていうのは、理解したんですよ。

法令で仕事をされているからそれが無い中で、それを無視してまで女性を入れてくださいってお願いするのが先頭切ってやるっていう人が中々いらっしやらないんだろうなっていうのがあったので、その根拠をちゃんと設けていくっていう方法は、先ほど副会長から、10年の計画ですよっていうのがあったので、そういう視点が、残り少ないんですけど、あってもいいのかなと思いました。

根拠を明確にして努めてくださいとか。壮大で難しいかもしれないですが。

**事務局**：はい、難しいなと思っておりまして、私も庁内の委員というのは幾つかやっているのですね。いろんな私の所管のところがあって、そこには地域振興課長っていうふうに名前が載っているんです。その規定とかっていうのがあって、それに基づいてやっちゃっているんで、私じゃなくて、女性の方が地域振興課長になったら女性になるっていうようなことをみんながみんな書いてることになって、だから、男女っていう意識ではなく充て職だから、今の現状そうなっていから難しいっていう話になっているのが現状なので。そこを一步踏み込めるような御意見をいただくと、私どもとしても後押しになってくるかなっていう、今現状そういうところが強くて。条例に何々課長とするまでは無いんですけど、その決まりとしてなっている部分があって、ここで異動してきた方がそうなっているというので、先ほど委員がおっしゃってみたいに、裾野が広くない部分で、やっぱり裾野の問題は大きくなってくるのかな。例えば課長職であっても、現状、男性のほうが多くて、何々課長とするとか何々部長とするってなってきたら、どうしてもそうやってきてしまうっていうのを理由にしちゃっているっていうのはありますので、そこをもう一步踏み込んだ何かがあると、私どもも強く言えるかなっていうところがございます。

**副会長**：今回、逆に言い訳資料作るんだったら、例えばこの各委員会の中で充て職ポストが幾つかあって、それを除いてはちゃんとやっていますとかね。そうやって、未達成だけど充て職以外はちゃんと半々ですとか。

充て職、充て職って持ってきて、全部充て職だっていうのならもう共有しなくていいと思う。ナンセンスだから。

**委員**：充て職に関しては慣例なんです。ほとんど慣例としてこの人がやってましたっていう代々繋がってるものが多いので、そこにグレーゾーンを1つ入れるとだいぶ変わるんですよ。

例えば今のみたいに会長が充て職としたら、会長に準ずる方みたいな、その組織から誰か出してっていうふうにすれば、組織の判断で女性が出せるんですよ。

ただ、充て職で何々会長お願いしますって言われちゃうと、昔P連やってる時に充て職で会長が15ぐらいあったんです。そんなの出れないので1人では。その中で交渉して、会長に準ずるものでもいいでしょって副会長も充てがったんですよ。そうすると、ほとんど女性になるんです。会長が男性でも、他の方はみんなPTAなので女性なので。で、充てがっちゃうと女性の比率はどんどん上がるんです。それは交渉事で充て職を出すほうの方の意識が変わると、出来ないことはないんですよ。これは会長じゃなくてもいいんでしょうって。いいんだから副会長出させてもらいますよって言って、OKが出ちゃう。充て職なんだけど違う方を送り出せるんですよ。

グレーゾーンが但し書きで書いてあると、大変だからちょっといってってってことも出来るのでそういったグレーゾーンがあるといいなっていう。

**副会長**：まさにいみじくもおっしゃったけど、要は出来るという事をおっしゃったんだけど、それを決めるのもね、男だったりするから。

**委員**：そうなんです。

**副会長**：だから そうすりゃいいじゃないっていうわけじゃないですか。僕たちはそれを知らないか

ら、委員みたいによく知っている方がいらっしゃれば、もう充て職も含めて、充て職だろうが関係なくやれっていうことになっちゃうんだけど。

委員：決まり事だからで済まされちゃう。

副会長：それはなんか理由にしているけど、そうかと思っちゃうだけなんだけど、今みたいな話聞くと、結局出来るということなのねって。

委員：やろうと思えば。そういうことですよね。絶対無理なんで。

そんな何十も充て職言われたところで無理なんですよね。だいたい今は変わっていると、P連なんか特に副会長さんがだいたい出ていんじゃないかなと思います。

地域に関しても一緒なので、どこでももう会長も全部引き受けじゃなくて、みんな分担でやってるのが今、普通になっているんで、そうなってくればだいたい変わると思います、こういうのは。で、10年計画で徐々にやっていくとそれぐらいになるかなって気はします。

副会長：当然その改選期もある。普通は2年ぐらいなんですよね。だから10年っていつても5回とか。あと残り3回ぐらいしかチャンスないので、逆に少ないから計画的にやっておかないとっていうお話だと、まさに委員のおっしゃる通りで。

委員：充て職って慣例でしょってことを我々も言ってるんですよね。でも、慣例じゃないのはあるんですよ。多分、ちゃんとしてるのもあります。

会長：さっきおっしゃった地域振興課長という風に決まっているのは、もう動かしようがないですね、規定を改正しないと。

委員：その規定を変えるっていうのも結構大変なことですかね。

会長：多分、中々大変。出来ない事はないですけど。

事務局：大体そういう委員とか役職っていうのが、いわゆる管理職以上の方というか責任あるお立場の方から意見を頂いて反映させるっていうのがそれこそ慣習、慣例であるというか、いわゆるその副の方とか係長の方だと、管理職としての意見ではないからその代表の意見として苦しいかなっていう、その方の能力とかではなくて、役職っていうところの慣例というか、そういう縛りというのがあって、例えば、私、地域振興課長ですけど、部下が同じ意見を同じ組織で同じベクトルに向かってやっているんで、同じ意見だとしても、部下だねっていう話になってきてしまうっていうか、例えば、私と部下が同じこと言ったり、部下のほうがいい意見を言ったとしてもっていうのは、個人的な感想としてあります。

会長：責任がある立場でいるかどうかってところですよ。

事務局：そうです。その方の発言っていうのが、要は、後ろに管理職というか課長っていうものがあって、そういうフィルターをかけないと、賛同してもらっているとか合意してもらっているっていうふうにはならないのではないかっていうようなところがあったりはしますね。

会長：学識経験者の委員であれば、学識経験者1人の個人の意見ということでいいんでしょうけれども、どここの組織から選出されてきたっていうと、責任ある立場で意見を言ってもらわなきゃいけないという立場だから、どうしても難しいですよ。

当然こういう規定がきちんと出来ちゃっているんですよ。中々難しいなって。女性がもっともって頑張って、責任ある地位にたくさん就いていかないと。

委員：あとは人数を増やすっていうのもそんな簡単なことではないんですかね。例えば市民委員に1人ずつ枠を増やしていただいたら、ちょっと増えるんじゃないかなと思いますけど。

会長：そういうことを書くかどうかですかね。

事務局：男女のことにこだわると委員がおっしゃっているみたいに、委員を増やすことで裾野が広がるので、女性比率が上がる可能性はあるかと思うんですけど、例えば各審議会の事務局の人たちが今の人数できちとした会議進行が出来ているということであれば、そこに対して手を加えるっていうのは中々難しいかなというところがあって、例えば10人である委員が11人になった場合っていうのは、やはり報酬も増えたりする。で、報酬も増えたりする時っていうのがうまくいかないから、会議として成立してないから、そういった方向っていうのであれば、出来るのかなと思うんですけど。

例えば、この男女の審議会で、今の委員の方でやっていて、今すごく活発な意見頂いてい

て、これで十分足りているって、私の中ではこの会議体で十分足りていると思っていますので、それを1つ増やすっていうのも、中々お金の話とかもあるので、難しいかなと、個人的に

は思っています。

ただ、それを意見として言うことはいいと思います。

私個人的には、会議の運営上は問題が無い中でも、ただ、男女の立場で言うと、そういった増やすきっかけ、そういう役職の縛りがあるんだったら、縛りのないいわゆる公募市民とかですと役職増やす必要ないじゃないですか。そういった方に対して女性の積極的登用っていうことはできるのかなって、今お話を伺って思ったところです。

委員：今日配っていただきました参考資料、こちらを拝見いたしますと、40%以上の会議体は12団体ございます。あとですね、15の会議体は改選時に考えたいということをしっかり明記しておりますので、この表に、ちょっとお調べいただくのも恐縮ですが、表の横にこの改選時期を足してもらえれば、その15団体は次の改選時に検討しますと書いてございますので、長い目で、今年だけ見るとまだちょっと数%ですけれども、長いスパンで見たら、この委員会とこの委員会が、じゃあ来年改選だから、じゃあもうちょっとでかなり、40%近くなるとかで、そういった期待を持たせるようになりますので、それをちょっと明記していただければなという風に思いました。

会長：今ここでその審議会そのものをどうしようとか中々難しいので、過去5年ぐらいの、今まで男女共同参画推進審議会が出した、その審議会のところの文言をピックアップしていただけないでしょうか。

答申ではこういう答申をしている。その審議会のとこだけでいいので、それをみんなで見て、どういう風な表現がいいのか検討する。

いかがでしょうかね。

事務局：わかりました。

今回の計画、10年の計画の時に、おそらく男女の比率のことっていうのは答申の中で盛り込まれてると思いますので、そこをピックアップして、皆様に情報提供させていただきますので、その内容も踏まえつつ、どういう風に盛り込んでいいかっていうのを検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長：まだまだ議論もつきませんが、とりあえず目標3はこれで終わりにしたいと思います。どうしても言い忘れたというようなところがございましたら。

委員：「最後に」この3行でございすけれども、この3行はいらないんじゃないかなと思います。

この3行が非常に基本的に冷たい、上から目線の文章だっていう、これをもう削除していただいてよろしいんじゃないかなと思いました。

会長：他にいかがでしょうか。はい。

委員：私が用意したものじゃないんですけど、目標2の中に同性パートナーシップ制度の事とか、前年まで性的少数者とか性の多様性について触れていたのに、そういう問題自体は市民権を得た感じだけど、まだ解決してないような感じで。それに関連して目標2の中に入れたい意見のところにもあったりして、具体的にどうとか無いけど、完全にもう落ちていますよね。

同性パートナーシップ制度っていう具体的な議論が大事だったりいろいろあります。で、性転換手術受けてなくても戸籍上の性別を変えられるっていう裁判例っていう話題もあります。

会長：はい、じゃあ、ちょっと検討していただくということで。

他にいかがですか。

委員：先ほど、全体に関わるようなことで、啓発とか、そういうのに関してっていうのがあったので、前回のように「はじめに」の後に入れるか、そこに入れずに、先ほど言っているのは、「最後に」は3行いらないので、その部分に全体に関わるようなことを盛り込む、目標1、2、3全体に関わることでという形でここに入れるか、どっちかに、別立てでそんなに多くはいらないと思うんです。やった方がわかりいいかなと思います。

会長：他にいかがでしょうか。

結構意見も出たんですけども、今日頂いた資料で、すぐ回答ということでしたので、最初にお話しした通り、また後で気が付いたことがありましたら事務局へ御意見をお願いします。

事務局：できれば、次の開催通知と一緒に、今回御指摘いただいた答申案を修正したものを送りしたいと思いますので。

次회가、11月21日なので、最低でも、できれば2週間後の、11月の1週目の2日の土曜日くらいまでにメールで簡単でもよろしいので、お送りいただければと思います。

会 長：それでは、今、日程のお話がでしたが、次回の審議会について事務局よりお願いします。

事務局：次回の審議会が、11月21日の午後7時からで、場所が中央公民館の3階で視聴覚室をお願いいたします。

あと、メールでも構いませんし、平日であればお電話等でも構いませんので、ご意見等がありましたら、またご連絡ください。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第8回男女共同参画推進審議会を終了といたします。

お疲れ様でした。

全 員：ありがとうございました。

－終了－